

(電子メール施行)
事務連絡
令和5年6月1日

指定都市・中核市障害福祉主管課長 様

兵庫県福祉部 障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に研修事業を委託し、下記により実施することとしましたので、お知らせします。

研修の詳しい内容及び申込方法は、兵庫県ホームページ又は県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページをご覧ください。

については、下記5に記載の指定障害福祉サービス事業所等及び他に周知が必要な案内先に対しては、貴職より別添事業所宛事務連絡によりご案内いただきますようお願いいたします。

記

1 研修日程(カリキュラムの修了は、講義+演習の両方の受講が必要)

区分	日程			場所
講義	第1回	1日目	令和5年 9月19日(火)	オンライン開催 (Zoom)
	第2回	2日目	令和5年 9月25日(月)	
演習	第1回	1日目	令和5年10月2日(月)	兵庫県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所 対面開催
		2日目	令和5年10月3日(火)	
	第2回	1日目	令和5年10月12日(木)	
		2日目	令和5年10月13日(金)	
	第3回	1日目	令和5年10月16日(月)	
		2日目	令和5年10月17日(火)	
	第4回	1日目	令和5年10月23日(月)	
		2日目	令和5年10月24日(火)	
	第5回	1日目	令和5年10月26日(木)	
		2日目	令和5年10月27日(金)	

2 受講対象者

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者基礎研修の修了後、研修開始日前(令和5年9月19日)までに、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が、通算して2年以上を満たしている方(令和3年8月31日までの修了者)

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際

に業務に従事した日数が180日以上あるものとなります。そのため、**2年以上とは業務従事期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上**の両方を満たす必要があります。

平成31年3月31日までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講された方は、本研修を受講する必要はありません。ただし、令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。

3 実施要項・申込方法等

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター
「サービス管理責任者研修児童発達支援管理責任者研修」のページから申込
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=19>

4 受講申込期間

令和5年6月23日(金)正午まで

5 開催案内送付依頼先

貴市所管の指定障害福祉サービス事業所・障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者・障害児入所施設

6 留意事項

- (1) 上記5の送付先以外に研修の案内が必要な事業者等があれば、適宜ご案内願います。
- (2) 受講決定者は先着順ではありません。また、受講申込が定員を超過する場合は、選考により受講者を決定します。
- (3) オンライン型受講にあたっては、パソコン・Webカメラ・マイク等をご用意していただきますようご協力をお願い申し上げます。(環境設備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)

6 問い合わせ先

(1) 研修内容に関する問い合わせ

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

(2) 研修制度等に関する問い合わせ

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 小池(おいけ)、志摩

E-mail : shougaiika@pref.hyogo.lg.jp